

【論 文】

経営所得安定対策下における集落営農の展開

—島根県における集落型農業法人連携を中心に—

谷口憲治

（島根大学生物資源科学部）

キーワード：集落営農、地域個性、農業政策、集落型法人連携

摘 要

近年、わが国の農業政策は、従来の全農家対象の農業経営支援策から面積要件により政策対象農家を限定するものとなった。こうした農業政策の転換により政策対象となった集落営農は、政策という外部要因の影響を受けるとともに、それへの経営的対応という内部要因による対応により具体的展開がなされている。本稿では、こうした集落営農の新たな展開について理論的実証的考察を行い、次のことが明確となった。

第一に、集落営農展開論については、近年その影響が大きくなっている外部要因としての政策との関連、集落営農の他組織との連携での展開論について指摘した。第二に、第一に関する外的要因の事象として集落営農組織数の全国地方別展開に特徴が見られることを示した。集落営農を政策対象とされるようになって以来、集落営農の先行地方である北陸、近畿、中国に対して東北、九州の増加が顕著となり、その内容も小規模経営の全集落的共同化から特定農家への経営移譲対応という性格を持つものであることを示した。第三に、第一の内部要因の事象として中国地方島根県にみられる集落営農と他組織との多様な連携形態を明らかにした。この内的要因の東北、九州についての考察は、今後の課題であるが、政策対象が差別化される農業政策が進展する中で外部要因としての政策展開と内部要因の経営展開の相互連関的考察が集落営農展開論において不可避となると思われる。

はじめに

農林水産省は、2005年10月27日に発表した経営所得安定対策等大綱において「これまでの全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目してきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換する」ことを明確にし、そのことを「戦後の農政を根本から見直すもの」と自ら評するものとなっている。これは、「農業の構造改革を加速」し、「WTOにおける国際規律の強化に対応」させようとするものであり、「多様な構成員からなる地域農業を、担い手を中心として、地域の合意にもとづき再編しようとするもの」とすることを「基本認識」としている。そして、2006年5月18日に、この大綱の趣旨を内容とする担い手経営安定新法案が衆議院で可決され、2007年4月1日より品目横断的経営安定対策（同年12月21日に見直しで水田・畑作経営所得安定対策となる）として施行され、集落営農は「担い手」という政策対象として扱われるように

なった。このように限定された政策対象者としての「担い手」については、2002年12月に制定された米改革大綱において示されたものを踏襲するもので、面積要件として個別経営体が4ha（北海道は10ha）以上、組織的経営体が20ha以上であることを原則としながらも、その後の地域からの要望に応える形で、中山間地域に対する知事特認、経営基盤強化促進法の改正による特定農業団体、経営安定対策大綱による三つの条件緩和策を制定した。こうして政策対象が明確化され、限定的とはいえ個別経営体以外の組織的経営体である集落営農が「担い手」として明確に位置づけられるようになる中で、集落営農の展開は、政策との関連性が強くなったこと、米価の低下傾向、集落営農を設立した人たちの高齢化といったことが同時に発生しており、これらに対する新たな対応の実態に基づく集落営農展開方向についての理論化が求められている（安藤光義2006、谷口憲治2006、竹山孝治2006、榎澤能生2006、桂明宏2006、稲本志良2005、安藤光義2005、楠本雅弘2005）。

本稿では、こうした課題に対応するために、従来の集落営農論について、その展開論を中心に整理し、現在発生している多様な形態での集落営農展開過程をその地域差による特徴で考察し、その中でも中国地方の特徴を示す島根県における集落営農法人の組織的経営的対応過程の実態を示すことにより、今後の集落営農展開方向について明らかにする一助としていきたい。

1. 集落営農の生成・展開論の整理

1.1 集落営農の生成論

集落営農は、農林水産省が『2005年集落営農実態調査』において『『集落』を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう…農業用機械の所有のみを共同で行う取組を行うもの及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く』と規定しているが、これまでの研究においては、「個別農家の補完」（佐々木隆1979）機能を組織として考察対象とされてきた。この「個別農家の補完」機能は、もともと不安定な自然現象に働きかけて安定的な生産物の確保による農村生活を維持していくために家族間で協力していくことが成立するようになり、特に水利用を安定的に行うために水田農業においては、適期作業の遂行のために家族間の無償労働相互交換のシステムが不可欠なものであった（金沢夏樹1968）。こうした意味において、水田農業が主たる形態であるわが国は、もともと集落営農が基本である（野田公夫2005）といえようが、ここでの集落営農は、戦後経済発展の中で成立してきた歴史的な存在形態（谷口憲治2001）として取り扱う。このため、こうした集落営農論は、戦後、農地改革により成立した自作農体制が変質する過程で表れた。それは、まず、高度経済成長による農家の兼業化進行による農業労働力不足への対処法として発生し、その後、農業生産者の高齢化進行に対する対応論として問題とされるようになった。この点に関して既存の研究では、生産要素の不足状況の顕在化による個別農家の組織的対応とした指摘がされている。それは、「労働力結合」（磯辺俊彦1980）として1960年代に表れた「水稻集団栽培組織」、「機械結合」として1970年代に表れた「機械共同利用組織」、「土地結合」として1980年代に表れた「転作の団地化や集团的土地利用を実現するための組織化」、これら労働、機械、土地の「一つの面としての地域的」再統合組織、「むら」社会の論理とは異なる新しい社会的公正の論理」を組織原理と

した集団的組織体、さらには『もの』の再生産と『人間』の再生産の二つの過程の結合」という「生活結合」（永田恵十郎1988）として「生産・生活一体型地域営農集団」（永田恵十郎1991、安藤益夫1996）という個別農家結合組織の必要性を示している。これは、1980年代後半になって「新過疎段階」という表現で顕在化した高齢化による集落、地域の崩壊問題の中で、個別農家の結合実現問題として農家の組織化が問題とされてきたのである。つまり、農家の組織化が、その個別生産要素の補完だけではなく、生活維持が困難になった農家の定住を補完するという地域維持のための要素が加わることとなったことが結合要因となったのである。ただ、こうした個別農家の補完による結合論は、組織生成過程の説明に有効であってもその存立過程の説明には不十分という指摘があり、組織固有の存立論理の研究がなされていった（佐々木隆1977）。

1.2 集落営農の展開論—経営論的展開論—

この点について、「生産組織はそれ自体固有の問題領域をもつもの、すなわち経営体的性格をもつものということが出発」であり、「生産組織が経済的競争力において個々の家族経営のそれを上回るという条件が不可欠」という視点から経営分析がされるようになった（佐々木隆1977）。この研究は、生産組織を「組織体的側面」と「経営体的側面」の二側面から把握し、前者を契機として形成され、それが「より高められていくにしたがい、またその組織基盤が伝統的な集落から遊離していくにしたがい、生産組織は主体的な経済行為をその重要な契機として内包する私経済的な組織体としての経営体、という性格をもち始める」というようにこの二側面が相互連関しながら組織の性格を形成していくとするのである。つまり、「組織体的側面は、構成員の同様な権利を主張し、構成員に帰属する収益を追求するという形で、経営体側面を制約」し、「経営体的側面は、もし組織体的側面から切り離されたならば、経済合理性のみを追求することにより生産組織自体の「純収益」を最大にするように作用する」段階となり、「生産組織ではなくなってしまう段階」、つまり「資本制企業への純化」、「資本によるインテグレーション」になっている。ただ、ここにおいて、「組織体的側面」と「経営体的側面」の「対立」は述べられているが「緩和」作用、その相互作用の論理がなく、生産組織から資本制企業へ移行の可否を説明する論理が示されていない。この研究の後の生産組織論、集落営農論の研究は、組織の均衡、存続面を一般組織論で把握する方法をとっているため、組織自体の外部環境の変化に対する組織の適応論理は、示されているが、経営体的側面との関連、動態的考察が不十分となっている（伊藤忠雄1991）。こうしてこれらの集落営農展開の論理は、「組織体」、「経営体」といった経営体内部の要因変化、変化過程で生じる効率性について述べており、経営体にとって外部要因である政策支援の強弱による経営体内部要因との関連性が不明確となっており、特に、「担い手」として政策的に位置づけられたこの時期にあってこうした外部要因と関連させた集落営農展開論が求められているのである。

2. 新たな集落営農展開の要因と地域性

2.1 新たな集落営農展開要因と形態

集落営農展開論は、あくまで「個別農家補完」という機能を中心に展開してきたが、成立した「集落営農の補完」という集落営農間連携の考察は、その実態および性格、集落営農展開論における

位置づけにおける説明は不十分のままである（佐々木隆1988）。

こうした中で、集落営農間連携については、その存在が皆無というわけではなかった。例えば、広島県庄原市のH営農組合と隣接するN東営農組合による大型機械共同利用については、1990年代には存在し、H営農組合が国外の大型コンバイン導入を契機に、その稼働能力が大きいために隣接するN東営農集団へ貸与するという形態のものであり、個別集落営農の経営合理化という側面はあったが、個別集落営農の経営存続のために連携を強めていこうとするものではなかった（高橋明広2003）。さらに、集落営農間ではないものの集落営農と個別経営間の連携で、広島県大朝町（現在の北広島市大朝町）の事例がある（田代洋一2004）。この町には、「借地と合わせて3ha以上耕作の農家が21あり、それに4つの法人（集落型農業法人…谷口）を加えると25経営になり」という指摘があるように、「土地利用型農業の担い手」が存在し、それらの連携の契機は、「現在の担い手経営が倒れれば町の前水田の維持がおぼつかなくなる」という町の方針も影響しており、これまでの経験により、連携によるメリットも存在することからこの連携が成立したようである。

2.2 集落営農展開の地域性

集落営農の存立状況と組織内容の地域性に関しては、多くのこれまでの研究で指摘されてきたが、それらは、個々に調査した集落営農を対象としたものであり、集落営農全体を示したのではなく、一時点の特徴を示したものとなっている（谷口憲治2004）。そこでここでは、集落営農

表1 近年の集落営農の推移

年	2000	2005	2006	2007	2008	05/00	08/05
全国	9,961	10,063	10,481	12,095	13,062	1.010	1.298
北海道	647	396	357	324	320	0.612	0.808
東北	990	1,624	1,792	2,170	2,825	1.640	1.740
北陸	2,005	1,912	1,953	2,042	2,063	0.954	1.079
関東・東山	289	463	485	772	863	1.602	1.864
東海	1,022	753	776	823	790	0.737	1.049
近畿	1,939	1,585	1,606	1,600	1,704	0.817	1.075
中国	1,703	1,586	1,589	1,646	1,685	0.931	1.062
四国	134	193	242	316	336	1.440	1.741
九州	1,232	1,551	1,681	2,405	2,476	1.259	1.596

（出典）2000年は農業構造動態調査、それ以外は「集落営農実態調査」農林水産省

（注）九州は沖縄を含む

表2 集落営農の経営内容（2008年）

	農地集積面積規模			構成農家数割合				組織形態			
	20ha未満	20～50ha	50ha以上	50%未満	50～70%	70～90%	90～100%	農事組合	会社	非法人	
全国	42.2	40.1	17.6	20.1	18.5	20.4	9.0	32.0	10.1	2.1	87.8
北海道	1.8	14.4	83.8	24.3	26.9	23.4	7.5	17.2	5.3	3.8	90.9
東北	22.9	50.3	26.8	23.4	22.8	23.1	8.3	22.3	5.6	3.0	91.4
北陸	46.2	44.1	9.8	22.1	17.8	19.4	9.7	30.9	21.8	3.2	74.9
関東・東山	27.3	44.9	27.7	39.7	20.7	14.4	7.4	17.7	8.2	2.0	88.5
東海	49.8	33.7	16.6	12.4	12.0	16.5	6.5	52.5	7.7	3.0	89.2
近畿	72.0	23.0	5.0	12.1	12.4	19.5	10.3	45.5	3.3	1.1	95.7
中国	63.2	32.1	4.7	8.2	14.7	20.5	10.7	45.9	16.9	0.8	82.3
四国	55.3	27.1	17.6	28.6	20.2	17.6	4.2	29.5	13.4	0.9	85.7
九州	32.7	48.0	19.3	22.3	12.5	21.8	9.5	25.8	7.3	0.8	91.8

（出典）「集落営農実態調査」農林水産省（2008年2月1日現在）2008年3月17日公表

（注）農地集積面積規模は経営耕地面積と農作業受託面積の和の%

の展開形態の地域性について明らかにする。そのために2000年と2005年以降に公表された集落営農について二つの全国統計の結果を比較して、その変化の特徴をみると表1のようになる。

2000年と2005年以降の調査資料の違いがあるため、比較年次を2005年で分けてみると、2005年以降の三年間にその前の五年間以上に増加しており、特に、集落営農が条件付きで「担い手」として認められた2007年以降の集落営農数の増加が著しくなっている。このことを地域別にみるとこれらの期間に一貫して集落営農数を増加させている東北、関東・東山、四国、九州とそうでなく停滞もしくは減少している北海道、北陸、東海、近畿、中国に大きく分けられる。特に、東北は、2000年には北陸、近畿の約半分、中国の6割に満たなかったものが2008年

にはそれらをすべて上回り全国最多の集落営農数を数える地域になっている。

こうした集落営農の経営内容について経営規模とそれに組織される農家の領域、さらに組織形態についてみたのが表2である。

集落営農の経営規模を示す経営耕地面積と農作業受託面積の和である農地集積規模をみると20ha未満が42.2%と最も多く、20ha以上50ha未満が40.1%と続き、50ha以上層が17.8%となっているが、地域差が明確となっている。20ha未満が過半数となっているのは、近畿72.0%で最も多く、中国63.2%、四国55.3%と続いているが、東海、北陸もほぼ過半数の割合となっている。この集落営農における20haは、経営安定対策における「担い手」としての原則的な面積要件に達していない状態にあるもので、ここに示しているものは実質的な経営規模とはいえ政策意図である国際化に経営対応するためのものとしては不十分なものとなっている。これ以外の地域は、北海道は当然としても、関東東山、東北は、50ha以上が25%を越え、残りの九州、四国、東海も20%近くになっている。表1と比べると近年増加している地域はこの経営規模も大きな集落営農となっている。

次に、集落営農の領域に存在する農家の組織率についてみると領域のすべてを組織する100%のものは32%で、90%以上にすると41%となるのに対し、領域の農家の半分も組織していない50%未満のものも20%、70%未満では40%存在し、地域農業における集落営農の位置も多様となっている。ここにおいても地域性が明確であり、集落営農が地域の農家を100%組織する割合と50%未満の組織率のものとの割合を比較すると北陸、東海、近畿、中国が前者が大きく上回っているのに対し、北海道、関東・東山は後者が大きく上回り、東北、四国、九州はほぼ同じとなっている。ただ、ほぼ同じ割合の地域も組織率90%以上と組織率70%未満を比べた場合東北、四国は後者が半数近くに達している。つまり、近年、集落営農数が増加している地域は、地域農家の組織率が比較的低い状態で実施されていることがみられた。

最後に、組織形態をみると非法人が90%近く存在しており、「担い手」という政策意図に応える形態になっている集落営農は極めて少ない状況である。地域別にみると非法人の割合が最も低い北陸でも75%も存在するが、農事組合法人の割合は22%となっており、中国17%、四国13%とこれに続いているにすぎない。会社組織形態は、各地域とも農事組合法人より少ないが、北海道、東北、北陸、東海に比較的多く、企業経営が成立する基盤が組織内外に存在しているようである。

こうした集落営農の組織がどのように機能しているかについてみたのが表3である。

表2では非法人が少なかったが、今後「農業生産法人化計画策定なし」が半数近く存在しており、現在の集落営農の法人化は政策意図どおり進まない状態にある。特に、北海道をはじめ、東海、近畿、中国、四国では過半数7割にも達している。これに対し、東北、北陸、関東東山、九州は、それが3割以上存在するとはいえ、6割以上が法人化を計画している。北陸を除き、近年、集落営農が増加している地域であることから政策的意図を多くが実現しようとしている。これと同じ傾向は、今後の集落営農の「目標面積」、「従事者の目標所得金額の設定」、水田・畑作「経営安定対策未加入」についてもみられる。近年、集落営農数が増加傾向にある地方は、「担い手」として認めてもらうために政策意図に忠実でそのような条件がある地域の農家で、個別経営体として「担い手」の面積要件である4haに達しない農家が集落営農に参加し新規に設置したもので、

表3 集落営農の活動内容（2008年）

	農業生産 法人化計 画策定なし	目標集積 面積設定 ない	機械共同 オペレーター 組織利用	認定農業 者へ農地 集積	作付地 の団地 化	主たる 従事者 いない	従事者 目標額 なし	経営安 定対策 未加入
全国	45.7	38.7	40.6	25.7	61.8	24.4	45.7	49.0
北海道	76.6	67.8	3.8	15.3	12.8	19.1	75.0	77.8
東北	34.3	27.2	31.9	42.4	69.6	13.4	33.9	37.7
北陸	36.1	30.3	41.0	25.9	69.0	25.5	37.9	39.5
関東・東山	31.7	28.5	25.6	28.4	60.7	9.1	32.9	35.5
東海	61.6	52.5	55.4	31.3	77.0	20.6	53.7	64.3
近畿	56.7	47.9	58.0	17.5	73.3	35.8	54.6	58.3
中国	69.0	57.7	50.0	23.0	39.9	51.4	75.5	74.8
四国	64.6	37.2	44.9	10.4	31.5	20.8	61.0	68.5
九州	36.7	35.3	36.4	14.9	59.9	17.2	35.3	39.3

（出典）「集落営農実態調査」農林水産省

（注）「目標集積面積」は表2の注参照。「機械共同オペレーター組織利用」は「農業機械を共同所有し「オペレーター組織が利用」、「認定農業者への農地集積」は「認定農業者、農業生産法人等に農地の集積を進め、集落単位で土地利用、営農を実施」、「作付地の」団地化」は「作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整」、「従事者目標額なし」は「主たる従事者1人当たりの目標所得金額」の設定なし。

東北においては約3割未満となっている。つまり、近畿、東海、中国において、集落営農の主たる農業機械利用による農作業をオペレーター組織に依存せざるを得ない状況になっているのである。これらの地方は小規模農家が多く早くから集落営農が組織化されたが、当初の設立者が高齢化し、オペレーター組織に農作業を依存する割合がすることとなり、政策的に示された条件を満たささえすれば「担い手」として位置付けられたにもかかわらず、構成員の代替わりが困難であるために集落営農数も伸び悩み状態となっているのである。この状況は「主たる従業者がいない」という調査結果において端的に表れており、農業機械による農作業をオペレーターに依存する率が高い近畿、中国では「主たる従業者がいない」という割合が高くなっており、その依存度が低い北海道、関東東山、東北では、「主たる従業者」が比較的多く存在している。これと同じことが「認定農業者への農地集積」、「作付地の団地化」においてみることができる。「主たる従業者」が存在し、農業機械による農作業を「オペレーター組織による利用」の割合が低い地方は、農業経営で自立可能な農家である認定農業者が比較的多く存在するためにそれへの農地集積は可能となるのである。「作付地の団地化」については、必ずしも「認定農業者へ農地集積」が進むようにはならず、中山間地域が多いという自然地理的条件と認定農業者の成立が困難な中国、四国と同じように認定農業者が比較的多くいる東北、東海や関東東山でも「団地化」による「集落内の土地利用調整」が困難であることが示された。

3. 集落型農業法人の連携形態と特徴

3.1 ネットワーク型集落型農業法人連携—横田町特定農業法人ネットワーク—

3.1.1 ネットワーク型集落型農業法人連携の成立過程

集落型農業法人が連携関係を持つためには日常経済活動の連携が可能な比較的隣接地域にそれが複数成立していることが必要となる。ここに示すネットワーク型集落型農業法人連携が成立する横田町は1989年に社団法人横田町農業公社が設立し、それが町内に集落営農設立を支援したこ

特に、2000年センサスでは4haをわずかに下回る農家（1戸当たり経営耕地面積3～4ha）の割合が総農家数の5.2%と中国の0.2%と比べて多い東北がその典型といえよう。

これらの地方における集落営農の組織基盤をこの実態調査結果からみるために「機械共同オペレーター組織利用」をみると、近畿、東海、中国において過半数のオペレーター組織が農業機械を利用しており、北海道、関東東山、

とがこの地に複数の集落型農業法人が出現する遠因となり、農業公社役員が退職後、地元集落型農業法人を設立し、連携する集落型農業法人設立に取り組んだことが直接要因となった（「奥出雲健康村」1996）。このようにして集落型農業法人同士が「法人間の共益と組合員の利益を増進するため、協働を理念として活動する」（「LLP横田特定農業法人ネットワーク」2005）という各法人経営主体を尊重しながら緩やかな結びつきするネットワーク型集落型農業法人の連携は、鳥根県内の横田特定農業法人ネットワークとして2006年8月1日に実現した（「鳥根県：設立2年目LLP」2006）。この連携の中心的組織である農事組合法人Mは、広島県境の斐伊川水系最上流部の山間農業地域に位置し、1987年に転作のとも補償を目的にM農事実行組合を設立させ、米生産調整において集落の組織的対応を行い、1995年からは、鳥根水田農業活性化特別対策事業で、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機、格納庫を整備して、集落内の作業受託組織となっていた（「鳥根県：農事組合法人M」2005）。

その後、1998年に棚田地域緊急保全対策事業による土地基盤整備に着手し、営農体制の構築過程で政策的支援を受けて集落内水田の集積と法人化の検討が行われ2000年に農事組合法人Mが設立され、ほぼ同時期に特定農業法人の指定も受けた。法人化は、それ以前の任意組合の実行組合の時から、「耕作依頼が増加し、除草を含めた管理作業への対応が課題」となっており、それへの対応のために不可避であったことと実行組合の積立金引き継いだことがその移行を円滑にした。法人化後は、これまで同様、全戸加入を目指したものの農業者年金受給者がいたためその人から経営移譲を受け、農業経営とともに集落コミュニティ機能を発揮する集落ぐるみの法人となり、基幹的作業をオペレーターが行うものの水管理や畦畔除草は各組合員に管理委託し、圃場整備で大型化した国道沿いの畦畔にはグランドカバープランツによる景観を配慮した抑草による省力化に取り組んだ。水稻は良食味米生産、転作のそばと大豆の団地化と女性や高齢者も参加する大豆の加工による地産地消が、身土不二の地域理念実現、健康食品づくりという地域イメージづくりを行い、町農業公社からの農業機械リースによるコスト削減経営に努めている。これらの管理は、元町職員で町農業公社専務理事を退職した人が法人経営や政策支援の情報をもたらした法人管理運営で主導的働きしたこと構成員に団体職員がおり、パソコンソフトを利用した経理事務管理が出来たということが組織運営円滑にした。

こうした横田町ではじめて実現した集落型農業法人の経験は、他の集落にもたらされ集落型農業法人設立を組織的に促すことになったことが集落型農業法人間連携の基礎となった。農場組合法人Mは、「集落営農に関する自らの理論と実践開示し、新たな集落営農法人（7法人）の設立の支援」を行った。つまり、国が米政策改革を行うために生産調整研究会が設置された2002年1月に農事組合法人Mが「横田町集落農業研究会」を主催し、県・町の行政機関、農協と協力して、その年の12月には斐伊川本流最上流部の3集落に集落型農業法人が設立することとなり、他にも年度中に2法人設立されることとなった。この12月3日に政府・与党が米生産改革大綱を発表し、「集落営農のうち一元的に経理を行い一定期間内に法人化する等の要件を満たす集落型経営体（仮称）を担い手として位置付けます」という状況に沿った対応でもあった。翌2003年4月にはそれまでに設立した農事組合法人Mも含めて6つの特定農業法人で横田町特定農業法人ネットワークを設立し、法人間の連携に向けた取り組みを開始することとなった。

3.1.2 ネットワーク型集落型農業法人の組織と機能

ネットワークの中心的存在となった農事組合法人Mは「集落営農法人のネットワーク化で地域農業をリード」というキャッチフレーズを掲げ、「隣接する小規模、高齢化集落の農地保全と経営改善のために連携を図り地域農業の担い手として役割を果たす」（「農事組合法人M」2007）という課題を掲げ、「将来の組織統合も見据え」それを実現した。そこにおいて転作の集団化団地化を連携して行うこと、機械の共同利用による労働の効率化と機械保全することを行った。大豆転作を集団化団地化することにより奨励金を確保するとともに、大豆乾燥機を持つ町外農業法人に作業委託し、良質以外のものは販売せず農事組合法人Mで味噌加工して付加価値を付け法人経営改善に努めた。機械共同利用については、トラクターとアタッチメントを共同利用するもので、トラクターにアタッチメントを取り外すことなく順番に使用していくことにより労働効率化による低コスト化を図るといふものである。こうした取り組みの中から次第に水稻栽培の連携により「一法人では面積的にロットがまとまりませんが、6つが一緒になると栽培面積100ヘクタールになります。また、人材も豊富になることからネットワークを作りました」（「NOSAI島根トピックス 横田特定農業法人ネットワーク」2007）とする本来の目的を実現していくことになった。つまり、このネットワークによるプライベートブランド（PB）米の販売強化を検討するようになり、これまで農事組合法人Mが取り組んできた「身土不二を理念とした農業のイメージづくりや健康食品づくり」を活かしつつ政策支援を得るものとしてエコ米づくりに注目し、2006年度に6法人で約2.3haの試験栽培に取り組み良好な実績を残した。ただ、栽培における連携は農業法人では容易であるがPB米という商品の一元販売をする場合、農作業専念義務がある農業法人では困難であり、販売の優位性を高めるためにネットワークの6法人を構成員として、協働事業をするLLP（有限責任事業組合）特定農事法人ネットワークに2006年8月1日付けで組織替えることにした。こうした一元販売組織を作った上で、2007年度の作付は、約76haとなり、前年の約40倍の伸びとなった。このLLPの代表法人は、農事組合法人Mで、構成法人すべてが島根県のエコファーマーであり、PB米である「奥出雲源流米」の栽培指針、使用肥料・農薬について情報をHPで開示する他、エコロジー農産物管理体制も栽培管理、生産確認、精米販売の責任者も各法人責任者があたり役割分担明示してLLPの円滑な運営を図っている。また、各法人から1名程度が環境鑑定士資格を取り、環境に配慮した米作りを行う一方、食味の良い米づくりにも努め、2007年11月に奥出雲町で開催された第9回全国米・食味分析鑑定コンクールでこのネットワークのコシヒカリが総合部門で金賞、水田環境部門で金賞に次ぐ特別賞を受賞し、全国段階で食味が認められ、付加価値を高めることとなった。

3.2 施設・機械共同利用型集落営農連携—津和野町農事組合法人集落OとHの連携—

3.2.1 施設共同利用型集落営農連携

津和野町における集落営農数を農業センサスの農業集落数と比べた場合、2005年現在、27.7%で、奥出雲町の32.3%、斐川町の29.1%に次いで多くなっている。ここにおける過疎・高齢化という集落機能の低下問題に組織的な取組は県内でも早く、現在この地域の中心的存在な農事組合法人Oも1978年に新島根方式に関与して集落後継者を結成したI氏は、1984年に圃場整備事業を契機に、そこを組織的に利用する農事組合法人Oを1987年に設立した。これは、圃場整備費個人償

還金負担を少なくするため、農業機械の共同利用により経費を抑え、それにより経費節約分を償還金に返そうとするものであった。こうした県内でも早期から集落営農により集落の農業経営を維持してきた経営実績ある集落型農業法人と連携することにより集落農業を維持させている集落営農が存在している。これは、高津川支流津和野川の最上流部に位置する農事組合法人Oに対し、約6km下流にある農事組合法人Hとの連携である。

農事組合法人Hは、1996年に稲作機械共同化の検討を開始し、任意組織H生産組合を設立し、翌1997年4月には農事組合法人Hとなり、その11月には特定農業法人となった。この法人は、当初、専業農家を中心に3名で有限会社を検討ことに示されているように、経営の効率化を目指す中核的な農業者・農業経営者が存在しており、集落のまとまりを考えて水稻経営者11名全員に参加を促すことによって全員が参加する農事組合法人となったが、この法人経営において低コスト化を図るために集落営農間連携を行うとともに設立にあたっても時期的にここより先に設立していた農事組合法人OやSの経営合理化方法を取り入れていった。まず、農事組合法人Hは、法人として特定の事務所を持たず、この法人の代表者でメロン栽培をしている専業農家に事務所機能を置き、その作業労務管理や資材管理といった人的・物的経営は、パソコン操作を得意とする代表者自身が基本的に開発した管理システムによって行われたため広い事務所スペースを必要としなかった。こうした経営合理化は、既存の施設を利用することに繋がっていった。その一つが、農事組合法人Oが運営していた農協の水稻育苗施設利用である。農事組合法人Hは、独自の育苗施設は保有せず、すべて先の施設で水稻苗を賄い、そこで育成された苗の一時保管施設があるのみであり、育苗作業料金を農事組合法人Oに支払う形態の集落営農館連携であった。農事組合法人Oにとっても育苗施設の稼働率が上がりそれだけ施設経営にも好条件となった。さらに、農事組合法人Hは、収穫作業において収穫米保管倉庫は持たず、収穫後直ちに全農しまねのカントリーエレベーターに運び込み、調整・保管する経営を行い施設維持費用を節約する経営を行っている。

3.2.2 機械共同利用型集落営農間連携

部分作業による集落営農間連携の他に、津和野町の6つの農事組合法人間で防除のための無人ヘリコプターを共同利用する組織を設立し、集落営農間連携を行っている。この組織は、1994年に設立された津和野町農事組合法人連絡協議会の中に1996年に出来た津和野町無人ヘリコプター組合である。この無人ヘリコプターによる防除は、広い土地でも少人数、短時間作業が可能で人件費が節約できること、プロペラの風で薬剤が根元や葉裏まで付着して防除効果があることといったメリットがある。このことをこれまでの実績からみたのが表4である。

これによると無人ヘリコプターを導入した1996年には、散布面積が60.2haで14日かかったが、2000年には66.6ha、2003年には106.71haと散布面積が増加したのかかわらず所要日数が14日と同じ日数となっており、1日当たりの散布面積が、それぞれ4.3ha、4.7ha、7.7haとなっており、作業効率が高まっ

表4 無人ヘリコプター散布面積

年度	散布料金(円)	面積(ha)	日数	ha/日	円/ha	円/日
1996	2,109,900	60.2	14	4.3	35,048	150,707
1997	2,780,331	79.9	15	5.3	34,798	185,355
1998	1,922,873	51.8	16	3.2	37,121	120,180
1999	2,208,110	66.0	13	5.1	33,456	169,855
2000	2,360,215	66.6	14	4.8	35,439	168,587
2001	3,230,315	95.1	18	5.3	33,968	179,462
2002	3,904,670	111.5	16	7.0	35,019	244,042
2003	3,698,925	106.7	14	7.6	34,667	264,209
2004	4,192,356	128.2	20	6.4	32,702	209,618
計	26,407,695	766.0	140	5.5	34,475	188,526

(出典)津和野町無人ヘリコプター組合「平成16年度業務報告書」

ている。これは、散布対象の水田が存在する地形とも関係するが、機械操作の熟練具合と散布面積拡大による規模の経済性が働いたものと考えられる。2004年には、散布面積が128.2haと当初の二倍に達しており、関係集落も15集落となっており、近隣の広範囲の水田防除を短期間で行うために害虫防除効果を高める結果となっている。

3.3 作業受託型集落営農連携—飯南町頓原有限会社ファームK—

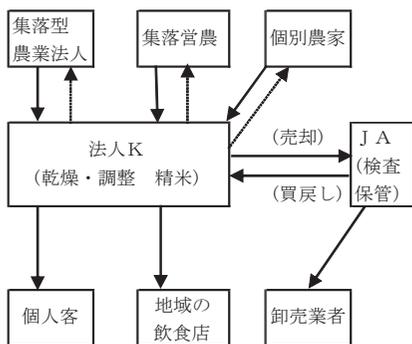
3.3.1 集落型農業法人Kの成立過程

この法人の成立の端緒となるのはこの地区の全戸が参加して担い手育成基盤整備についての協議が行われた1992年からであった。具体的には、1995年12月から圃場整備事業が開始され、それとともに営農組合発足に向けての協議が重ねられ、翌年、20～40歳代の農業後継者で構成される「あすなる会」が結成され、アンケート調査による意向調査をした結果、1997年2月に農業のソフト面（住みよい集落づくりや作業受託の斡旋）を担うK営農組合とハード面（農業機械の共同利用、水稲作業受託、大豆転作作業受託）を担うK機械利用組合を設立させた。ただ、任意組合のため組織としてではなく、組織の代表との利用権設定にとどまり、資材の一括購入も制限されていたため、1999年11月にK機械利用組合を再編して集落の54戸の内、32戸が参加して特定農業法人有限会社Kが設立された。こうして集落を基盤としながら有限会社組織により代表取締役のリーダーシップの下、銀行員経験者を経理担当の総務部長に、機械関係の仕事をしてきた人を機械保守部長に配置し、ハウス施設管理等園芸施設管理、畑作・水稲管理、営農事務を掌握する販売営農部長、大豆の乾燥調整、オペレーターや補助員を管理する労務耕作部という組織体制で、取締役会、部長会議、経営戦略会議を設けて機能的な組織運営を行っていった。こうして当初から有限会社という機動性と水稲だけでなく、畑作、園芸の他に大豆転作とその乾燥調整をする多機能をもつ組織としていた。さらに、従業員としてスーパーで農産物取扱いチーフをしていた人、外資系の企業で働いていた人をIターン者として向かい入れ、販売部門に関する業務を重視している点が他の法人にない独自の組織形態となっている。

3.3.2 集落型農業法人Kの組織連携

法人Kは、販売体制を充実させていたが、独自の栽培をしてそこで得られる高付加価値を独自の販売により実現していった。以下の叙述を図示すると

図1 法人Kと各組織のコメ販売の連携



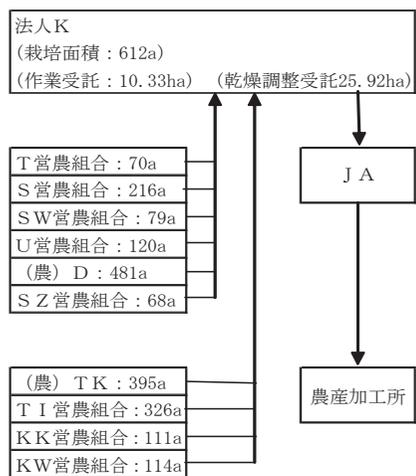
→ は作付計画・施肥指示、苗・資材供給
個別集荷、分別管理
(資料) 法人K提供資料による

な販売により実現していった。以下の叙述を図示すると

図1のようになる。²⁷⁾

2002年には鳥根県エコロジー農産物の推奨により、エコファーマーの認定を受け、エコロジー米の生産を独自の施肥による食味向上に努め、それらをJA機能も利用しながらインターネット販売を利用して独自の販売網を確立している。この生産過程で良食味米専用肥料を使用しているが、2004年度には、自社で26ha作付けしたほか、町内の近隣集落にある集落型農業法人の農事組合法人Dに委託栽培を依頼し、合計で49haの栽培を実現した。2005年度には、近隣の個別農家にも呼びかけて約50戸の参加を得て、約120haの栽培を行った。この栽培過程では、

図2 法人Kと各組織の大豆販売の連携



使用する種もみは、すべて法人Kが電解水処理によって種子消毒し、薬剤も統一した箱処理剤を使用し、処理機がない農家には法人Kが無料で貸し出している。堆肥を含め、参加農家にはすべて同じ基準を統一することで、トレーサビリティを用意するという方針で行っている。

法人Kは、米販売においてJAと独自の関係を構築しており、法人Kで精米された米は一度JAに売却され、その後、全量の80%を上限に必要量に応じて買い戻しを行っている。法人Kは、JAに保管料を支払い、買い戻した米はJAの倉庫から直接、地域の飲食店や個人客、その他インターネット注文による顧客などの自主販売ルートで売っている。これによりJAの倉庫を有効活用することにより、米の品質保持することが可能となる。

また、JAへの売却を通じて、米の検査が出来、法人Kは一等米と評価された米を集荷出来る。他に、法人Kが栽培するもち米は、JAに売却され、加工業務はJAで行い、製品化したものを法人Kが買い取り、直販やインターネット販売をしている。これも冷蔵倉庫と同じで加工所といった設備投資をすることなく新しい事業へのリスク回避しながらそれを行うことが可能となっているのである。

法人Kの連携状況については、大豆についても存在する。大豆は、代表的な転作作物として奨励金の加算金を求めて団地化を視野に入れて作業受託を図ってきたが、2003年度には自社の汎用コンバインや防除機に加え、大豆調整ユニットとして、汎用乾燥機、色彩選別機、選別機等の機械整備を行った。これに伴い、JA大豆部会において今後各生産団体が同一の機械の購入等の過剰投資を防ぎ、また、法人Kの効率的な機械稼働による収益の維持を図るということで、大豆乾燥調整以降の作業はすべて法人Kで行われることとなった。図2は、法人Kと他の組織との連携関係を示したものであるが、作業受託面積は10.33haで、集落営農がその受託対象となっている。この受託以外にも乾燥調整以降の作業受託面積は各集落営農を対象に9.46haとなっている。このことは、それだけでは出来なくなった高齢化が進む小規模の近隣の集落営農の転作田管理、乾燥調整作業を受託という形で肩代わりしているのである。こうして作業受託型の集落営農間連携が存在し、集落営農展開の新たな形態が進展しているのである。

おわりに

これまで一貫して農家全体を政策対象としてきた農業政策は、米政策改革大綱が出されてから政策対象を限定するものに大きく転換が図られ、2007年4月1日に施行された品目横断的経営安定対策によりそのことが具体化されることとなった。

このことにより、集落営農の展開過程も政策内容に大きく影響を受けることとなり、2000年以降、農林水産省により明らかにされてきた集落営農実態調査をみてもこれまでと異なる様相を示すようになった。これまでは、小規模農家による農業経営改善のための対応策として集落営農が

生成し展開してきたが、この期になって農業政策対象の「担い手」になるために集落営農が組織化されることになっている。確かに、ここ10年余り低落が続いている米価に対し、専業農家の経営的対応としてその組織形態を自ら改善するという要求があり、また、個別農家の補完として1980年頃から本格化した農地利用権移動と結びついた集落営農の出現であったが、ここ20年余りで設立者が高齢化し代替わりが出来ないままにある集落営農組織自体の補完という要望に応えるための集落営農の展開でもあった。

こうした経営環境の中で再編されつつある集落営農の展開方向を明らかにするためにこれまでの理論とともに現在の展開の特徴を統計資料とともにそれにより地域性についても特質を示したうえで島根県という事例を通して集落営農の展開過程を実態で示して特徴を考察してきた。

そのことにより、まず、個別農家の経営補完という形での集落営農の生成と組織論によるその展開論では現在の集落営農の具体的な動きをみるのには不十分であることが示された。そして、2000年、特に2005年以降の統計では、これまで集落営農が少なかった東北の伸びが著しく、それは、政策意図との関連で進展していることが明らかになった。東北、関東東山の伸びは、必ずしも法人化されていないものの今後そうした方向に進む意思のもったものであることが明確にされた。これに対し、集落営農が比較的多く存在してきたところでは、法人化が他地方より相対的に進んでいるものの今以上の規模拡大や組織拡充は計画されてないこととなった。集落営農組織自体の補完が課題となっており、その内容と現在の対応形態の実態を考察する必要があった。そこで、集落営農が停滞気味となっている中国地方でその典型を示す島根県の動きを集落営農の組織的連携形態について明らかにした。それにより、ネットワーク組織、機械共同利用、作業受託といった形態で、集落型農業法人間とともに集落営農、個別農家、JA組織と連携を図り集落営農の機能を拡充しようとしていることが明らかになった。それらは、生産過程と販売過程までも含めて組織化することにより農業経営を改善しようとするものであるが、各組織と連携することにより農村そのものを継続させようとする動きであり、それが単独で経営の継続が困難であることを示すものであるといえる。

引用文献

- 安藤益夫『地域営農集団の新たな展開』農林統計協会、1996年
 安藤光義「農業構造改革と集落営農」『農業法研究41』2006年
 安藤光義「総兼業地帯における集落営農の現状と展開方向」『農業と経済』2005年5月
 磯辺俊彦「土地所有転換の課題」『農業経済研究』1980年
 伊藤忠雄『現代農業生産組織の経営論』農林統計協会1991年
 稲本志良「集落営農の現代性格」『農業と経済』2005年5月
 桂明宏「日本農業と集落・家族・地域社会」『農業法研究41』2006年
 金沢夏樹『稲作農業の論理』東大出版、1971年
 楠本雅弘「二階建方式の集落営農」『農業と経済』2005年5月
 榎澤能生「農地制度の規範性源泉としての集落営農」『農業法研究41』2006年
 佐々木隆「生産組織における経営体的性格の形成について」『農林業問題研究』1977年
 佐々木隆「生産組織間協定の形成とその経営的意味」『農業経営研究』1988年
 高橋明広『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展』農林統計協会2003年

- 竹山孝治「島根県における集落営農経営の現状と新展開」『農業法研究41』2006年
- 田代洋一「集落営農と個別経営の連携型法人化」『日本農業の主体形成』筑波書房2004年
- 谷口憲治「地域農業政策の展開と条件不利地域の集落営農」『農業法研究41』2006年
- 谷口憲治「集落営農の地域性と集落型農業法人の存立基盤」『島根大学生物資源科学部研究報告』2004年
- 谷口憲治「中山間地域農村・農業振興における集落の役割」『農林業問題研究』2001年
- 永田恵十郎『地域資源の国民的利用』1988年
- 永田恵十郎「生産・生活統合型営農集団活動の展開と農協の対応」『広島県庄原農協における生産・生活統合型営農集団のあり方を考える』文部省科学研究費補助金総合研究1991年
- 野田公夫「日本型農業近代化原理としての「組織化」」『農林業問題研究』2005年
- 「1996.11－特集全文 島根県横田町 目標は「奥出雲健康村」建設 施策実行に農業公社 佐伯徳明」
<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/9611/html/t6.htm>
- 「LLP横田特定農業法人ネットワーク」 <http://www.okuizumo.ne.jp/~genryu-net/index.html>、
- 「島根県：設立2年目LLP横田特定農業法人ネットワークのエコ米栽培動向」
<http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyogijutsu/gijutsu/genti-jirei/fukyu-jyohou/071>
- 「島根県：農事組合法人M」
<http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/ninaite/eino/jirei/jirei3.html>
- 「米政策改革大綱について」 <http://www.maff.go.jp/mlet/216/1.pdf>
- 「農事組合法人M」
http://www.pref.shimane.jp/section/nourin_soumu/kensyo/first_term_17/mimori.htm
- 「NOSAI島根 トピックス 横田特定農業法人ネットワーク」
<http://www.nosai-shimane.jp/topics/topics.php?date=h191228>

Development of village farming under the agricultural management and income stability policy

TANIGUCHI Kenji

(Faculty of life and environmental science, Shimane University)

Keywords : village farming, regional identity, agricultural policy,
cooperation between village farming-type corporations

{ Abstract }

In recent years Japanese agricultural policy has changed over and the policy objects have been limited by farm management scales. In this paper I considered how the village farming that became one of the policy objects changed by the new policy. As a result it became clear as follows.

- 1) When the village farming has the suitable condition of the policy, it develops and changes by the policy as an outside factor.
- 2) By an above-mentioned thing there are many differences among the village farmings. Especially in Tohoku region where exist many big scale farmers by comparison with other regions, the number of village farmings increased more rapidly than in other regions but the management tends to concentrate to the particular farmers.
- 3) In Shimane prefecture where many small farmers is not in suitable condition for the policy, the number of village farmings is stagnant but the cooperation between many farmers and organizations developed various forms in this area. The main forms are three types that are a network type, a part machine used type and a work trust type.